

消費税及び地方消費税の確定申告書（第1表）のチェックポイント

G K O 3 0 6

OCR入力用（この用紙は機械で読み取ります。折つたり汚したりしないでください。）

第3-(1)号様式

簡

個人事業者用

第一表

令和五年十月一日以後終了課税期間分（一般用）

令和 年月日 〔受印〕	納税地 (電話番号) - -	税務署 務 署 處 理 欄	このような記載（○簡）がある場合、簡易課税方式による確定申告を行っています。			
納税地 (フリガナ) 屋号	中 吉 区 分 指 导 等 方 指 定 向 指 定					個人番号カード 通駆免許証 その他() 身元確認
個人者 (フリガナ) 氏	通信日付印 確認 確認書類 年月日 指導年月日 令和					
補助金の交付を受けた日が、この期間に含まれていることをご確認ください。						
自 令和 [] 年 [] 月 [] 日	課税期間分の消費税及び地方消費税の（確定）申告書					中間申告の場合は、対象期間
至 令和 [] 年 [] 月 [] 日						こちらに「第一表」（第1表）と記載されているか、御確認ください。
この申告書による消費税の税額計算						課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用
課税標準額	十兆千百十億千百十円	付記事項	有 [] 無 []			
消費税		参考事項	個別対応方式	35		
控除過大調整		控除算税方額の法	課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満	41		
控除対象仕入税額	[]	上記以外	全額控除			
返還等対価額に係る税額	[]					
貸倒れに係る税額	[]					
控除税額小計 (④+⑤+⑥)	[]					
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	[]					
差引税額 (②+③-⑦)	[] 0 0	税額控除に係る経過措置の適用(2割特例)	42			
中間納付税額	[] 0 0	こちらに○が記載されている場合、2割特例方式による確定申告を行っています。				
納付税額 (⑨-⑩)	[] 0 0					
中間納付還付税額 (⑩-⑨)	[] 0 0					
この申告書既確定税額 が修正申告 である場合	[]					
差引納付税額	[] 0 0					
課税売上 等の対価の額	[]					
課税資産の譲渡割合 等の対価の額	[]					
この申告書による地方消費税の税額の計算						銀 行 本店・支店 金庫・組合 出張所 農協・漁協 本所・支所
地方消費税 の課税標準 となる消費 税	控除不足還付税額 []	預金	口座番号			
差引税額 [] 0 0						
譲渡割額 納付税額	[] 0 0	ゆうちょ銀行の 貯金記号番号				
中間納付譲渡割額	[] 0 0					
納付譲渡割額 (②-①)	[] 0 0					
中間納付還付譲渡割額 (①-②)	[] 0 0					
この申告書既確定 譲渡割額 が修正申告 である場合	[]					
差引納付 譲渡割額	[] 0 0					
消費税及び地方消費税の 合計(納付又は還付)税額	[] 0 0	(個人の方) 公金受取口座の利用				
						※税務署整理欄
						税理士署 (電話番号) - - -
						税理士法第30条の書面提出有
						税理士法第33条の2の書面提出有

⑥=(①+②)-(⑧+⑨+⑩+⑪)
⑦が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

※ 2割特例による申告の場合、⑪欄に⑪欄の数字を記載し、
⑪欄×22/78から算出された金額を⑪欄に記載してください。

課税売上割合・控除対象仕入額等の計算表（付表2）のチェックポイント

第4-(10)号様式

付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

課 税 期 間		・ ・ ~ ・				「課税売上割合・控除対象仕入額等の計算表」であるか否かは、こちらの記載をご確認ください。	
		税率 6.24 %	適用 分 A	税率 7.8 %	適用 分 B	合計 C	
抜き) ①						(A+B)	
額 ②							
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額 ③							
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③) ④							※第一表の空欄へ
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額) ⑤							
非課税売上額 ⑥							
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥) ⑦							※第一表の空欄へ
課税売上割合(④/⑦) ⑧							0/0 ※端数切り捨て
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)							
課税仕入れに係る消費税額							
特定課税仕入れに係る支払対価の額 ⑪							※⑩及び並欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特た課税仕入れがある事業者のみ記載する。
特定課税仕入れに係る消費税額 ⑫							(⑪×7.8/100)
課税貨物に係る消費税額 ⑬							
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなつた場合における消費税額の調整(加算又は減算)額 ⑭							
課税仕入れ等の税額の合計額 ⑮ (⑩+⑪+⑬±⑭)							
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合 ⑯ (⑮の金額)							
課5課95 税%個別 税額 対応 上向 上超 割の 高又 合場 がが合 控除 調整 税 額整	⑯のうち、課税売上げにのみ要するもの ⑰ ⑯のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの ⑱ 個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 ⑲ 〔⑰+(⑱×④/⑧)〕 一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額 ⑳ (⑯×④/⑧) の課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額 ㉑ 調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額 ㉒ 居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した(譲渡した)場合の加算額 ㉓ 控除対象仕入税額差 [(⑯、⑰又は⑲の金額)±⑰±⑲+㉑]がプラスの時 引控除過大調整税額 [(⑯、⑰又は⑲の金額)±⑰±⑲+㉑]がマイナスの時 ㉔ 貸倒回収に係る消費税額 ㉕						
	※付表1-3の⑰A欄へ						
		※付表1-3の⑰B欄へ					
	※付表1-3の⑱A欄へ						
		※付表1-3の⑱B欄へ					
	※付表1-3の⑲A欄へ						
		※付表1-3の⑲B欄へ					

注意 1 会員の計算においては、丁度未満の端数を切り捨てる。

2 ⑯及び⑰欄には、償引き、割戻し、割引きなど仕入料金の返還等の金額がある場合(仕入料金の返還等の金額を仕入金額から直接減算している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。